

令和2年度

税制改正に関する提言

一般社団法人 神奈川県法人会連合会

≪基本的な課題≫

1. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ・今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。
 - (1)今般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となってはならない。
 - (2)政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
 - (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (4)今般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。
- ・超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、 その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担に ついては、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ・今般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。 (1)国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ・本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や 事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け 本腰を入れて取り組んでいく必要がある。
- 6. 今後の税制改革のあり方

||. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- ・ "先進国クラブ"と称されるOECD(経済協力開発機構)加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。米国もトランプ税制改革で我が国の水準以下に引き下げられた。
- ・EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実に変わりはない。国際 競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れ る必要があろう。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。
 - ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- (3)中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業 承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離 し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になろう。
- ・「ふるさと納税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。
- ・地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかねばならない。
- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対する チェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政 委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度~令和2年度)」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応 などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。
- ・近年、自然災害により甚大な被害が発生していることを踏まえ、震災特例法と同じく、災害等に係る雑損失の繰越 控除期間を5年(現行3年)に延長すること。(「個別事項」参照)

V. その他

- 1. 納税環境の整備
- 2. 租税教育の充実

≪税目別の具体的課題≫

法人税関係

- 1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
- 2. 交際費課税の適用期限延長
- 3. 公益法人課税

所得税関係

- 1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - 基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2)各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(3)個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

- 1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- 2. 事業所税の廃止
 - 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- 3. 超過課税
 - 住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- 4. 法定外目的税
 - 法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

- 1. 配当に対する二重課税の見直し
- 2. 電子申告

税を考える週間

税に関心を持とう! 考えると見える 生活がある。





国税庁では以下の取組を実施しています

消費税の 軽減税率制度 制度の定着に向けて、 説明会を 開催しています。

e-Tax 個人の方の スマホでの e-Tax による 確定申告が 更に便利になります。 社会保障 税番号制度 マイナンバーを活用して、 納税者の方が 更に便利になるよう 取り組んでいます。 税を考える週間 検索 国税庁 www.nta.go.jp

法人番号 7000012050002 ※上記コードのURLは今後変更する場合があります。

軽減コールセンター

(消費税軽減税率電話相談センター)

0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く*)

軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

「今、なんて言いました?」。聴き直すという ことは誰にもあるし、原因だって話し手の滑舌の 悪さ、発音の悪さが引き金になっていることだっ てあるわけで、聞き手の聴力が問題ばかりではあ りません。

4

けれども近頃、難聴という"聞き取りにくさ" にちょっと気になる新型が登場してきたようです。 難聴は耳の構造や、音の伝達の問題が主な引き金 になって起きると考えられていますが、最近では 特定の条件で聞こえにくさが生じたり、聞こえた 音の解釈に問題が生じる「聴覚情報処理障害」と いう現象が話題となっています。

これは、聴力は充分あり、車のクラクションや 日常音は聞き分けられるのに「人との会話になる と、相手が何を言っているのか分からない」とい う症状で、客との応対も難しくなり仕事を失った という例も出てきているようですから深刻です。 もちろん原因の特定や治療には、医療の観点から の診断が必要ですが、この現象が日本ではメール やLINEを常用している人に目立つというので、それ をヒントに日本においては別の角度からの対策が あるのではないかと考えました。

それはたびたび私が取り上げている、日本語の ユニーク性に基づくものです。日本語には他言語 に比べて同音異義語が非常に多いというユニーク な特性があり、それが「聴覚情報処理障害」の発 症の背景となって、聞こえた音の解釈の混乱を招 きやすくしているのではないかと思われるのです。

同音異義語とは、「ハシ」という同じ一つの読 み音に「橋、箸、端」など多くの異なる意味の言 葉が生まれている現象ですが、話し手の言う「ハ シ」はどの意味を指しているのかを、聞き手は話 し手の文脈から最適な意味を拾い出し、適宜当て はめるという活動が日本語では会話と同時に脳の 中で行われているのです。ところが最初から文字 で届き、文字で返すメールやLINEというコミュニ ケーション手段では、この「音から意味を探す」 という活動が伴いません。使わない機能は劣化す るものですが、「今、なんて言いました?」という 「音と意味の乖離」という現象は、そんなところ から生じていると考えることができそうです。

とはいえ、メールやLINEはすでに前提となった世 の中です。それらと共存しながらこの手の難聴に ならないようにするには、脳の中で音と意味を強 く繋いでおく工夫が必要です。それには、いろん な人と"直接話す"ことをしましょう。"直接話 す"ことが、間髪を入れずに「音から意味を探す」 訓練になるのです。すると言葉の数を増やす必要 が意識され、本や新聞などから言葉を集めるよう になり、脳の中に同音異義語のグループが整理さ れてくるのです。

近頃、「空気が読めない」人が増えてきたといわ れます。「音から意味を探す」という活動の活性化 は、考える力や観察力のアップにも繋がります。 デジタル環境下での文字離れは、日本では「音と 意味の乖離」となって、思わぬところに影を落と しているようです。



筆者紹介

玄間千映子(げんま・ちえこ)

㈱アルティスタ人材開発研究所代表。國學院大学卒。米インマヌエル大学大学院卒後、米スタン フォード大学ビジネススクール修了。財団法人日本船舶振興会(現日本財団)役員、国会議員各秘書 を経て1994年に前身の(有)アルティスタを設立し代表に。2006年現社名に改組。日本経済大学大学 院非常勤講師、(一社) 水底質浄化技術協会監事などを兼任。著書に「ジョブ・ディスクリプション 一問一答」「リストラ無用の会社革命」など。



有限会社 小田金伝

代表取締役 鈴木雄幸

所 〒210-0846 神奈川県川崎市川崎区小田 4-36-13 仹

電話番号 044-355-7707 営業時間 10:00~18:00 定休日 日、祝日

【事業内容】

当店は、小田銀座商店街にて業歴70年以上を有する地元青果店であり ます。毎日、代表者自ら市場に出向き、熟練の技を発揮し新鮮な野菜を仕 入れており、近隣のスーパーや大型商業施設にも負けず元気に営業中。

また、川崎エリアの小学校・保育園の給食にも当店の新鮮な野菜を使用

しており、子どもたちの成長を支え ています。

新鮮な野菜をお求めの際は、是非 お気軽にお立ち寄りください。



新入会員紹介 新しい仲間 PRコーナー

皆様の「キャリア形成」をサポートします!

一人ひとりのキャリアはすべてがオリジナル、それこそが個性だと言えます。 私たち「グリーンヒルキャリア」は、すべての人が豊かなキャリアを形成できるよう、さまざまなソリューションを提供しています。

企業向けソリューション

「スタッフの定着率をよくしたい」「職場のリーダーが、どうも人間 関係を築けず悩んでいるようだ」「うちの社員は、年上のパート・ア ルバイトを上手くまとめることができない」 「どうしたらもっと気 持ちよく部下が動いてくれるのだろうか」「組織、チームで良好なコ ミューケーションをとりながら業績向上を図りたいし「新たな視点で 物事を考える人材を育成したい!」「お客様視点に立った活動をし てほしい」などなど様々ですが、これらの課題解決の最終的な目的 は、「自社の業績向上」に尽きると思います。

私たちは、自社のタカラといえる「人材」=「**人財」の育成**こそが、 これらの課題を解決し、業績向上につながると確信し、様々なカリキ ュラムを開発し、多くの企業で実践し成果を上げています。

(実績については、下記アドレスからホームページをご覧ください。)

個人のキャリアアップ

「聴く」「考える」「閃く」「話す」「笑う」「味わう」「形にする」「発 見する」「感動する」 様々な分野で活躍する専門家(エキスパート)がみ なさまの五感を刺激し、「脳と体と心を活性化させる!」"場(フィール ド) "を提供します。

テーマ例

☆ライフプランのための「エンディングノート」 ☆脚本家視点で映画を 観る ☆ピラティスで体の内部から健康に ☆宝塚トップスターが語るベル ばら ☆鎌倉街道の秘密 ☆あなたも笑顔マスター ☆プランドハプンスタ ンスセオリー「偶然が人生を変える 他

(担当講師については、下記アドレスからホームページをご覧ください。)















グリーンヒルキャリア合同会社

〒212-0027 神奈川県川崎市幸区新塚越1番地 2-5-811 URL https://ghcareer.jimdofree.com e-mail greenhillcareer@gmail.com



再転相続… 配偶者の税額軽減は可能!?

税理士・CFP® 越智 浩

Q 父の死亡後、遺産分割協議が整わないうちに母が死亡。

本年3月に父甲が死亡しました。相続人は、母乙、私A及び妹Bの3人です。

自宅不動産は10年前、母乙にすべて生前贈与されており、遺産は預貯金や有価証券など約4億円です。遺産の分割については法定相続分通りになるように、母乙が約2億円を相続し、残りの2億円は私Aと妹Bで2分の1ずつ相続(各1億円)すれば良いのではないかと相続人3人とも考えていました。ところが、本年8月、母乙が突然体調を崩し、急死しました。正式に遺産分割協議が整う前の出来事でした。

母乙の相続(以下、父甲の相続を『第一次相続』、母乙の相続を『第二次相続』という。)についての相続人は、私Aと妹Bの2人です。妹Bと話し合った結果、第一次相続については、上記の内容を尊重して遺産分割し、相続税の申告をするつもりです。この場合、母乙が父甲から相続する財産と相続税について、『配偶者の税額軽減』制度の適用を受けることは可能でしょうか。

▲ 配偶者に対する相続税額の軽減。

被相続人の配偶者が相続または遺贈により財産を取得した場合、相続税の総額のうち、①課税価格のうち配偶者の法定相続分相当額と② 1 億 6 千万円の<u>いずれか多い金額</u>と③配偶者が実際に取得した財産の価額との<u>いずれか低い金額に対応する税額</u>を配偶者の相続税額から控除するというのが、『配偶者の税額軽減』制度である。この制度により、課税される遺産総額がどんなに多くなろうとも、被相続人の配偶者は、(配偶者の法定相続分までは)相続税を負担しなくて済むことになっている。

制度の趣旨として、配偶者の相続後の生活保障という意味合いが濃く、適用要件に相続(遺産分割)または遺贈により実際に財産を取得することが挙げられており、分割されていない遺産については適用しないことになっている(相続税法19条の2②)。従って、《設例》のように、遺産分割協議成立前に配偶者が死亡した場合には、遺産は未分割のままであるので、『配偶者の税額軽減』制度の適用を受けることはできない。いや、できないように思われる。

しかしながら、この制度のもう一つの趣旨として、配偶者への財産の移転はおおむね同一世代間の相続であり、早晩、次の相続が開始されることが予想されるので税額を軽減するという点があり、また、分割前と分割後に配偶者が死亡した場合の算出税額とを比較すると、あまりに不公平であることは否めない。そこで、救済措置として、第一次相続における相続人と第2次相続における相続人(《設例》では、私Aと妹Bの2人。)により遺産分割協議を行い、第一次相続において配偶者が取得する財産を確定させて相続税の申告書を提出することにより、配偶者が分割により財産を取得したものとして取り扱われ、『配偶者の税額軽減』制度の適用を受けることができることになっている(相続税法基本通達19の2-5)。

ちなみに、この《設例》における配偶者の税額軽減額は、

相続税の総額92,200千 × 配偶者取得財産 2 億(*) / 課税価格4億 = 46,100千

注(*)① 法定相続分相当額 4億×1/2=2億 > 1億6千万 ∴ 2億

② 実際取得財産 2億 = ① ... 2億

となり、大きな税額軽減額である。

高齢化社会進行中である。高齢の父の死を追うように、高齢の母が亡くなる。または、その逆のケースも…。現代社会では、相続人全員が集まる機会がなかなかもてないため、あるいは、相続人間の思惑の違いなどにより遺産分割協議は長引くことになる。が、しかし、未分割遺産のままでいることは、税法上、税額計算及び手続双方のデメリットが大きいと言わざるを得ない。

社会貢献活動 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート

於:カルッツかわさき 9月2日

社会貢献活動の一環として毎年ご好評を頂いている「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」も今回で第17回目を迎えカルッツかわさきにて開催しました。

開演に先立ち、主催者代表として梶川会長、川崎南税務署より福尾署長からご挨拶をいただき開幕となりました。「音楽のまちかわさき」に相応しいノリの良い音楽、多彩な演奏で来場された約1,700名を超える聴衆からは大きな喝采が送られました。





源泉部会 研修会 於:サンピアンかわさき 8月20日

ERROTE FOR FOLL WITH HUR — TO A STATE OF THE STATE OF TH

講演会:「戦国武将伝」いかに生き・いかに戦ったか

講 師:歴史プロデューサー 早川知佐 氏 研修会:「最近の源泉所得の事例について」

講 師:川崎南税務署 池野公朗 上席国税調査官

夏の税務セミナーと題しまして講演会・研修会を開催しました。講演会は歴史プロデューサーの早川氏をお迎えし、「戦国武将伝」と題して講演して頂きました。

わぐわぐ租税教室 於:下平間こども文化センター 8月23日



わくわくプラザで「よくわかる税金のお話」と題して税金教室を行いました。参加した小学生たちは、DVDや税金クイズなど熱心に聞いていました。

「わくわくプラザ」とは?…川崎市内全ての小学校で開設しており、放課後や学校がお休みの日に、わくわくプラザ室など小学校の施設を利用して遊びやいろいろな活動をしています。

青年部会 ボウリング大会

於:川崎グランドボウル 8月28日

青年部会で懇親ボウリング大会を開催しました。当日は多くの部会員に加え、緑法人会・厚木法人会・鶴見法人会・ 川崎北法人会・相模原法人会・大和法人会からの青年部会長や副部会長もお招きしボウリングを楽しみました。ボウリ ングの後は表彰式を兼ねての懇親会を開き大いに盛り上りました。





女性部会 連絡協議会セミナー 於:新横浜国際ホテル 9月3日



県法連主催の女性部会連絡協議会セミナーが開催されました。 特別講演:「倒産の危機から這い上がった素人女将による 旅館改革への挑戦」

講師:湯本陣屋代表取締役女将宮崎知子氏

理事会及び会員増強決起大会

於:川崎市産業振興会館 9月10日



会 場:川崎市産業振興会館

税務署より川崎副署長、村上統括官が出席され、梶川会長が議長になり議案審議に入り、満場一致で承認されました。また、会員増強決起大会も行われ、加入勧奨の推進について活発に話し合われ意義のある大会になりました。

女性部会 研修会 於: サンピアンかわさき 9月13日



テーマ: 「消費税の軽減税率制度について」 講 師:川崎南税務署 土田陽子 上席国税調査官

源泉部会 研修会 於:川崎南税務署 9月5日



テーマ:「報酬・料金等の源泉徴収事務」 講 師:川崎南税務署 池野公朗 上席国税調査官 源泉部会研修会の今回の内容は「報酬・料金等の種類」 「税額計算の留意点」について分かり易く説明を受けました。

令和元年度 税制セミナー

於:富士屋ホテルホテル 9月19日



県法連主催の税制セミナーが開催され、第1部では「令和元年度税制改正のポイントについて」研修し、令和2年度税制改正提言についての説明がありました。

特別講演:「相続法の改正と相続税について」 講 師:青山学院大学学長 三木義一 氏

青年部会 研修会 於: サンピアンかわさき 9月25日



テーマ: 「消費税の軽減税率制度について」 講 師:川崎南税務署 土田陽子 上席国税調査官

社員研修講座

於:川崎市産業振興会館 9月26日

テーマ「コミュニケーション力・向上研修」 講 師: クルール代表 池田泰美 氏

今回の社員研修講座は「コミュニケーション力・向上研修」と題して、自分を知り相手のタイプに合わせる。また、人のタイプを理解して、苦手意識や対人トラブルを未然に防止する。楽しく学べる研修を開催しました。

受講者の声…

「相手のコミュニケーションの取り方や考え方等、様々な人の意見も聞けて自分の考え方も広がったような気がしました。」「タイプ別のコミュニケーションがとても参考になりました。職場での人間関係に活かしていきたいと思います。」「楽しく勉強になりました。」「別の会社の方とコミュニケーションがスムーズに取りやすくセミナーを受けることが出来て良かったです。」







見つかりますかな?(答えは3項にあります)*右の絵と左の絵には相違点が7か所あります

探

[作者紹介]

神谷一郎(かみや・いちろう) イラストレーター、デジタルイメージ会員、日本出版美術家連盟会員など。専修大法学部卒後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・WEB等で活躍中。第35回集英社YJ新人賞、第51回講談社漫画賞などを受賞。第4回デジタルアートコンテスト佳作。著作に「マニアックサイバー」(グラフィック社刊)。

地方税の申告は eLTAXで!

eLTAXは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

手続きは自宅やオフィスから

複数の地方公共団体へまとめて一度に送信

eLTAXのサービスは 無料

国と地方にそれぞれ提出する義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eL TAXで一元的に送信することができます。

これにより、PCdeskで給与支払報告書と源泉徴収票の統一様式に1回入力いただくだけで、給与支払報告書と源泉徴収票のそれぞれのデータが作成され、給与支払報告書のデータが市区町村に、源泉徴収票のデータが国税庁に、提出できます。

eLTAXに関する、詳しい情報は ホームページをご覧ください

http://www.eltax.jp/

ヘルプデスクへのお問合わせ

▶ 0570-081459

eLTAXをご利用できる時間

▶ 8:30~24:00 (土目祝、年末年始12/29~1/3は除く。)

地方税共同機構



大腸内視鏡検査ご存じですか?

~検査方法やメリットをお伝えします~

川崎幸病院 消化器内科部長/内視鏡センター長/ がん治療センター副センター長

大前 芳男(おおまえ よしお) 医師

大腸がんの早期発見の重要性

近年、がん患者は増加しており、日本人の2人に1人はがんにかかると言われています。以前は、 がんと言うと不治の病と思われていましたが、現在は医学の進歩により、早期であれば治すこと が出来るものもあります。

そのうちの一つとして大腸がんは、男性では肺がん、胃がんに次いで3番目、女性では最も多いがんですが、早期であれば治すことができます。

*表1 (大腸がん進行度)

stage	0	1	П	Ша	ШЬ	IV
5年生存率	94.0%	91.6%	84.8%	77.7%	60.0%	18.8%

データー元:がん情報センター

*表1は、大腸がんの進行度を表したものですが、最も早期のstageOでは、95%ぐらいの人は治ります。早い段階で発見出来れば、その分、治せる可能性も高くなります。大腸がんにおいて早期に発見することは非常に重要となります。

■ 早期発見のための検査は?

大腸がんの症状には、**便に血が混ざる、下痢や便秘をする、お腹が張る、体重が減る**等があります。しかし、大腸がんは、進行しないと症状が出てこないこともよくあるため、早期に見つけるためには、検診が非常に重要となります。



①便潜血検査

一般の健診では、便潜血検査という便に血が混ざっているかを調べる検査が行われています。陽性となった人の約25%で大腸ポリープが認められるとの報告もありますので、陽性となった場合には大腸内視鏡検査をおすすめします。

②大腸内視鏡検査



便潜血検査は、進行がんを見つけるのには良いのですが、早期がんでは陽性とならないこともあります。早期で見つけるには、任意型検診(人間ドック)の大腸内視鏡検査がふさわしい検査です。大腸内視鏡検査は小さい腺腫や早期がんを早期発見できる検査のため、症状が出る前に定期的に大腸内視鏡検査を受けることをおすすめします。

診療・検診のご案内



社会医療徒人財団 五 八 会

▶第二川崎幸クリニック 受診予約 ☎:044-511-2112

電話予約受付時間

月~金8:00~20:00 土曜8:00~17:00 日曜8:30~17:00 祝日8:30~17:00

任

任意型検診(人間ドック)施設 社会医療法人財団 石 心会

🚰 アルファメディック・クリニック 検診予約 🕿:044-511-6116

電話予約受付時間 月~土8:30~17:00

消防団の役割とは…

それぞれ自分の仕事を持ちながら地域防災の担い手として地域に密着して活動し、住民の安全と安心を守る という重要な役割をもっています。

平常時には、消火訓練をはじめとする防災訓練や救命講習を行う等、万が一に備えており、また、火事等災害が発生した際には、消防隊員とともに消火活動や救助活動を行います。

震災が発生したとき、消防署の職員だけでは管轄地域を守ることはできません。災害内容、被害の程度により、すぐに消防車が向かうことが出来ないことが予想されます。より多くの地域住民を守るためにも、地域に密着した消防団員が不可欠となります。





消防団協力事業所制度があります。



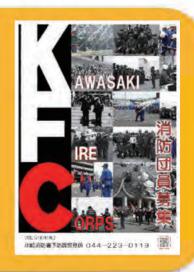
本制度は、勤務時間中の消防団活動への便宜や従業員の入団促進など、事業所 としての消防団への協力が、事業所の社会貢献として広く認められるものです。 これにより事業所の信頼性が向上するとともに、事業所の協力により地域防災 体制の一層の充実が図られます。

なお、消防団協力事業所には、左の表示証が交付されます。

消防団員募集!!

消防団への入団や消防団協力事業所制度等について、 事業所へ説明にお伺いすることもできますので、気軽に お問い合わせください。

> お問い合わせ先 川崎消防署予防課 044-223-0119



間違い探しの答: ①帽子 ②柱のキズ ③スカーフ ④チョッキの襟 ⑤手配書のめくれ ⑥ボタン ⑦バックルのカタチ

人を守る。平和を仕事にする。







2019年度(来春入隊)

自衛官候補生(任期制)

自衛官採用試験受付中

資格:18歳以上 33歳未満

受付:随時受付!!

来春3月上旬まで毎月試験実施しています。

※『陸上自衛隊高等工科学校生徒』についても募集・説明しております。

自衛官募集説明会in川崎

[內容] 業務等概要説明、試験説明、個別相談

※現役自衛官が、仕事内容の説明のほか、ご質問にお答えします。

案内図

^{時期 11月26日(火)~11月28日(木)}

[場所] 川崎市総合自治会館1F

※アクセス: JR等武蔵小杉駅徒歩約10分 (公共の交通機関をご利用下さい。)

(時間) 13:00~20:00

※男女年齢問いません。ご家族の方、県外の方も大歓迎です。 事前申し込みは必要なく参加費無料です。

お気軽にお越し下さい。



家族会の部隊研修を支援しました。



合格者懇親会及び説明会を実施しました。



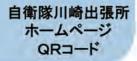
詳細は 自衛隊 川崎出張所 へ♪

住所:川崎市川崎区宮本町7-1

三陽会館ビル3F

市役所通り沿い、稲毛公園となり 建物1階は三陽写真館さん。 脇の入り口から入り、3階へどうぞ。 お気軽にお越し下さい。

電話窓 044-244-5449 お気軽にお問い合わせ下さい!



新入会員のご紹介

(令和元年8月1日~9月30日)

支部名	法 人 名	代 表	き 者	所 在 地	業種	紹介者
幸 1	㈱SUNZ	津山	博 紀	中幸町3-16-2	内 装 業	菊 三 建 設 ㈱
東2	㈱藤田工業	藤田	良樹	池上新町1-7-5	建 設 業	小山塗料㈱
南2	衛翔南設備	照屋	林 純	京町1-10-10 崎山マンション302	空調設備配管	小山塗料㈱
南 4	ハウスプラン(同)	永 田	理 恵	追分町11-15	リフォーム	㈱ 一 心 屋
南2	筑摩運送侚	齋藤	邦 治	白石町7-6	運 送 業	AIG損害保険㈱
中央	和泉技建工業㈱	和泉	洋 一	下並木68-10 川崎西ダイカンプラザ205	型枠大工	菊 三 建 設 ㈱
中央	スタートアゲイン㈱	PHAM DUO	C PHONG	本町1-3-3 JDS201	人材コンサルティング業務	㈱ 一 心 屋
中央	㈱プロバイド	金井	清一郎	日進町1 サンスクエア川崎4-403	太陽光発電、コインパーキング	㈱川崎保険センター
幸3	㈱石原園	石 原	達雄	古市場2-89-10	茶 卸 ・ 小 売	大同生命保険㈱
南 4	(同)エミソワレ	Ш	千恵子	浜町2-8-12-207	飲 食 業	山次工業㈱
中央	㈱松永不動産	松永	紀文	東田町11-1 エンゼル川崎グランディア1F	不 動 産 業	㈱ 菊 池 電 業 社

賛助会員 八 尋 匡 彦 (プルデンシャル生命保険㈱)

山次工業㈱

主要事業予定 川崎南法人会

元年11月

1 日 🗟

●源泉部会 研修会

テーマ:「令和元年分年末調整等説明会」 会 場:川崎市教育文化会館

2 日 ●~ 3 日間

●かわさき市民祭り

会 場:富士見公園一帯

5 **H** 🕸

●決算法人説明会

師:川崎南税務署担当官 他 瀟 場:川崎南税務署 間:13:00~15:30

6 ∃ 🚯

●第2回 ゴルフ大会

場 所:立野クラシック・ゴルフ倶楽部

●第4回 広報委員会

場:川崎市教育文化会館間:11:00~12:00

●新設法人説明会

師:川崎南税務署担当官 他

場:川崎南税務署 間:13:00~15:30

税務署主催 年末調整説明会 テーマ:「令和元年分年末調整等説明会」会場:サンピアンかわさき

●全国青年の集い(大分大会)

会場:iichiko総合文化センター

12日 🕸

●南支部合同 税務研修会

ーマ: 「税のよもやま話」 講 師:川崎南税務署 副署長会 場:東海道川崎宿交流館時 間:16:00~17:00 13 **∃**

●源泉部会 日帰りバス研修旅行

場 所:横浜三渓園 他

14 \Box

●納税表彰式

会 場:サンピアンかわさき

18 **日 🗐**

●税を考える週間行事

第1部 講師:川崎南税務署長 第2部 講師:笠井 信輔 氏 テーマ:「私とテレビのナイショ話」 会 場:ミューザ川崎 時 間:13:00~15:30

19 Fl 🥨

●中央支部 健康セミナー

テーマ: 「目標達成の一助に快眠あり!」 講 師: 快眠プロデューサー 長谷川 恵美 氏 会 場: カルッツかわさき 間: 14:00~15:30

20 🖂 🕦

●日帰りバス研修旅行

場 所:みかん狩りと伊豆パノラマパーク

25 🖯 🗐

●パソコン講習

-マ:「エクセル基礎講座」 場: サンピアンかわさき 間: 13:00~16:00 費:会員3,000円 非会員5,000円

26日パソコン講習

ーマ:「エクセル関数活用講座」 場:サンピアンかわさき 間:13:00~16:00

費:会員3,000円 非会員5,000円

27 🖯 🕔

●中央支部 税務研修会

_____ -マ:「税のよもやま話」 師:川崎南税務署 副署長 場:コミュニティーハウスさくら 間:16:00~17:00

12月

会 場:サンピアンかわさき 時 間:17:00~

5 H 🚯

●東支部合同 税務研修会

テーマ:「税のよもやま話」 講師:川崎南税務署 副署長会場:サンピアンかわさき時間:16:00~17:00

6 日 ๋

●決算法人説明会

講 師:川崎南税務署担当官 他 場:川崎南税務署

時 間:13:00~15:30

16 **∃ ⑤**

●幸支部合同 税務研修会

テーマ: 「税のよもやま話」 講 師:川崎南税務署 副署長 会 場:川崎市産業振興会館時 間:16:00~17:00

20日 🏛

●救急救命講習会

会場:東海道かわさき宿交流館時間:13:00~16:00

●税務無料相談●

談 日

毎週火曜日 午後1時~3時 11月の相談日/ 5日火、12日火、19日火 12月の相談日/ 3日火、10日火、17日火 相談については、事前に事務局までご連絡ください。

公益社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852 川崎区宮前町8-15 パールビル3F(宮前町バス停前)

●法律無料相談●

日

ご希望の日程、時間をお知らせください お気軽にご相談ください

場

所

横浜綜合法律事務所 横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター11F 相談については事前に事務局までご連絡ください。

(T 044-233-4852)

神奈川県火災共済のご案内

公益社団法人 川崎南法人会 会員の皆様へ

- 1.地域限定、中小企業者のための火災共済制度につき、安心してご利用いただけます。
- 2.相互扶助の共済制度につき、利益(剰余金)を計上した場合、組合員に配当として還元します。(剰余金の額により、配当を還元できない場合もあります)
- 3.共済独自の割安な掛金の設定で経費の節約にお役立ていただけます。

お申込み・お問合せ

神奈川県火災共済協同組合 〒231-0003 横浜市中区北仲通3-33-2 電話0120-625-618 FAX0120-911-258

お住まいの建物・家財や、事業所の建物・仕器・商品などワイドに安心をお届けする。

普通火災共済。 総合火災共済

総合火災共済 新総合火災共済 下記の事故が起こった場合に損害共済金をお支払いします。

※詳しい内容はパンフレット、重要事項説明書等でご確認ください。



火災·落雷·爆発

風災·雹災·雪災



水災*2



水漂れ*3 盗難·騷擾





破損.汚損*4



- *1 普通火災共済では、火災、落雷、破裂・爆発、風災・ひょう災・雪災による損害を補償します。
- 年上浸水、地館面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。
- *4 破損・汚損は特約となります。(共済始期から1年間ごとに100万円を共済金の上限とします。)

総合賠償責任共済

休業補償共済



施設賠償 生産物賠償 (基本補償)

- 事業用施設の所有・使用・管理上の不備または業務遂行に起因した第三者への法律上の損害賠償責任を補償



→借家人賠償 (オプション)



- →個人賠償 (オプション)
- 住宅の管理上に係わる事故による賠償責任を補償 ●日常生活上で生ずる事故による賠償責任を補償
- SHOP
- 休業補償
- ●店舗や工場など事業用施設が火災・落雷・破裂場発・ 風ひょう雷災・物体の飛来衝突・漏水・騒じょう・盗難被 雷により休業した際、租利益を共済金額を限度に補償 (共済金額の設定は月額1万円から5万円まで1万円 単位、補償期間は90日限度に復旧した日まで)

共済は補償重点です。事故が起きた際、損害共済金の他にもさまざまな費用をお支払します。



臨時費用

- 損害共済金の30%を臨時の 費用としてお支払します ●住宅物件は100万円限度 ●普通物件は500万円限度 ●工場物件は500万円限度

失火見舞費用

自らの責任による火災・破裂爆発の事故で他人の所有物に損害 を与えたとき被災世帯数×20

円お支払します 共済金額の20%限度



修理付帯費用

火災・落雷・破裂爆発の事故による 損害の復旧(居住部分は対象になり ません)にあたり支出した費用をお 支払します ●普通物件は1000万円限度



残存物取片づけ費用

後片付けの費用を実費にてお支払 ●損害共済金の10%限度



損害防止費用

火災・落雷・破裂爆発の事故で損 害の防止・軽減のために支出した 費用をお支払します



地震火災費用

地震・津波・噴火を原因とした火災 事故で建物が半焼以上の撮害が生たとき(家財のみの損害は80%以 たどき(家財のみの損害は80%以 ・上)共済金額の5%お支払します ●任宅物件は300万円限度 ●百動物件は2000万円限度

e-Tax ご利用の場合は、 「法人事業概況説明書」の「16加入組合等の状況」欄に (公社) 川崎南法人会と入力してください。